

税金・確定申告に関するお知らせ

税務署からのお知らせ

札幌北税務署 (☎ 011-707-5111)

スマホとマイナンバーカードで確定申告！

スマホやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書を作成し、マイナンバーカードを使ってオンラインで提出ができます。

マイナンバーカードを使ってマイナポータルと連携すると、医療費やふるさと納税等の申告に必要な各種控除証明書等のデータを、確定申告書の該当項目に自動入力することができます。

なお、マイナポータル連携を利用するためには事前準備が必要です。各種控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、お早めの準備をお願いします。

また、確定申告をする方で、ふるさと納税をした方は、ワンストップ特例申請を行った場合でも全て寄付金控除を申告する必要があります。



国税庁
ホームページ

国税の納付はキャッシュレス納付で！

キャッシュレス納付を利用すると、確定申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に出向くことなく、自宅やオフィスで納付できます。

①振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ることで、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届出を行うと継続して利用できます。

②クレジットカード納付

パソコン・スマホ等から、「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができます。事前の届出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

③その他の納付手段

スマホアプリ納付・ダイレクト納付・インターネットバンキング等、ご自身に合った納付手段を選択できます。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。



国税庁
ホームページ

町の申告会場のお知らせ

税務課税務係 (☎ 23-2332)

還付申告・確定申告の受付について

還付申告・確定申告の受付では、申告会場の混雑緩和のために事前予約制を導入します。受付時間、事前予約の方法、必要書類などの詳細については、広報1月号に掲載しますのでご確認ください。

町の申告会場で受け付けできる方

給与所得、雑所得（公的年金など）、一時所得、退職所得、配当所得（総合課税のみ）の方の申告を受け付けます。なお、事業所得（営業・農業）や不動産所得の受付は、e-Tax又は札幌北税務署での申告が必要になりますのでご注意ください。

また、当日の職員は確定申告書作成のための計算を行います。医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。事前に作成していない場合は、会場内においてご自分で作成していただきます。

e-Taxによる確定申告を会場でお手伝いします

町の申告会場で職員がe-Taxによる確定申告をお手伝いします。詳しくは広報1月号に掲載します。

○受付期間（土日・祝日を除く）

還付申告 令和8年2月9日(月)～2月13日(金)

確定申告 令和8年2月16日(月)～3月13日(金)

○お問い合わせ先

■還付申告・確定申告に関すること

国税相談専用ダイヤル (☎ 0570-00-5901)

■住民税申告又は町の申告会場に関すること

税務課税務係 (☎ 23-2332)

医療費通知を ご確認ください

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23-2467）

当別町国民健康保険および北海道後期高齢者医療保険では、被保険者の方に医療費通知を送付しています。医療費通知は、日ごろの健康管理や保険医療機関等での受診履歴の確認に役立つほか、確定申告で医療費控除の申告をする際に添付することで「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。

医療費通知の発送月（年2回）

当別町国民健康保険	
診療月	発送時期
令和7年 1月～10月分	令和8年1月上旬
令和7年11月～12月分	令和8年3月上旬

北海道後期高齢者医療保険

診療月	発送時期
令和7年 1月～9月分	令和8年1月上旬
令和7年10月～12月分	令和8年2月下旬

固定資産に関する 手続きを忘れずに

税務課資産税係（☎ 23-2333）

償却資産（固定資産税）の申告

令和8年1月1日現在、町内に事業用償却資産（農業、工場、商店、賃貸アパートなどを経営している方が、その事業のために用いる構築物、機械、装置、工具、器具、備品など）を所有している個人または法人は、地方税法により償却資産すべての申告が必要です。

期間 令和8年1月5日（月）～1月30日（金）

方法 エルタックス eLTAX または自社様式で申告書を提出された方と送付不要の申し出をされた方以外に、申告用紙等の書類を12月下旬に郵送します。なお、申告用紙等は町ホームページからもダウンロードできます。また、eLTAXでホームページの申告書の提出にご協力ください。



eLTAX
ホームページ

主な償却資産

パソコン、コピー機、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、ビニールハウス、陳列棚、冷蔵庫、テーブル、イス、厨房設備、テレビ、看板、外灯、側溝、駐車場舗装、旋盤、洗浄給水設備など

家屋（居宅・車庫・倉庫等）の届出

固定資産税は、毎年1月1日現在、課税台帳に登録のある家屋を対象として課税されます。令和7年12月31日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は、忘れずに届け出してください。なお、届出を忘れると、令和8年度も引き続き課税になる場合がありますので、ご注意ください。

※登記家屋は、札幌法務局江別出張所（☎ 011-382-2132）で登記手続きを行ってください。

住宅用地の特例申請

住宅用地は、税負担の軽減のため課税標準の特例措置が適用されます。土地の利用状況が変わった場合は、速やかに特例措置の申告手続きを行ってください。

新たに適用される場合

- ・住宅を新築または増築した場合
- ・転入等により空家、別荘を居住用住宅とした場合

適用されなくなる場合

- ・住宅を取り壊した場合
- ・住宅を店舗、事務所、民泊等に変更した場合
- ・住宅を居住用から別荘に変更した場合

広 告

広 告